

令和7年度 始良・伊佐地域生活支援実証事業（移動販売） 募 集 要 項

1 趣旨

この事業は、始良・伊佐地域（霧島市、伊佐市、始良市及び湧水町をいう。以下同じ。）において、地域住民の交流の場として活用されているサロンやデイサービスを行っている介護施設等に移動販売車を巡回させる事業者に対して支援を行うことにより、買物が困難になっている方々への買物の場を提供するとともに、地域住民の交流を促進することを目的としています。

2 対象となる事業（補助条件）

対象事業は、以下に掲げる要件のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 始良・伊佐地域において実施する移動販売の取組であること。
- (2) 生鮮食品（鮮魚、青果、精肉等）その他の日用生活物資の販売を行うこと。
- ※ 車内で調理加工した食品等を販売する移動販売（キッチンカー等）は補助対象外とする。
- (3) 新たに実施するもの又は既存の事業の場合は新規箇所や新たな販売ルートを追加するものであること。

※ 補助対象の取組となるか疑義のある場合は、事前にお問い合わせください。

- (4) 原則として、サロン又はデイサービスを行っている公民館又は介護施設等を巡回するものであること。

※ サロンへの巡回については、（５）のモデル地域等に基づき、停車を希望する自治会等を複数挙げた上で各市町の社会福祉協議会に事前に御相談ください。

※ デイサービスを行っている介護施設への巡回については、始良・伊佐管内デイサービス一覧（別紙）に基づき、停車を希望する施設を複数挙げた上で当局まで事前に御相談ください。

- (5) 原則として、始良・伊佐地域振興局長が指定するモデル地域（始良・伊佐地域の各市町2自治会）を対象とし、県内の2以上の市町村において事業を実施するものとし、始良・伊佐地域の市町における新規箇所数に応じて補助する。 【モデル地域等（自治会）】

モデル地域等は次の自治会を原則とするが、これらに類する自治会として始良・伊佐地域振興局長が認めるものも含む。

モデル地域	霧島市	伊佐市	始良市	湧水町
市街地（周辺部含む。）	菩提寺団地	朝日町	明神	麓
中山間地域	高千穂5区	宮人	永瀬	二渡

モデル候補地域	霧島市	伊佐市	始良市	湧水町
市街地（周辺部含む。）	名波五自治会	里町	上木田	宮下
	国分敷根 検校橋団地	朝日団地	重富団地	古川
	向花平田	前目麓	岩原西3区	宮前住宅
	横川町上向江地区		西江口団地	宮前
			白男	
			八日町	
			坂元	
			西始良北	
			岩原南	
			住吉	

モデル候補地域	霧島市	伊佐市	始良市	湧水町
市街地（周辺部含む）			布越 川東前 西塩入上 下久徳早馬 朝日ヶ丘	
中山間地域	宇都 真孝9自治会 下小鹿野 高千穂4区	川西 中央	大山 菖蒲谷 触田下 坂下 小川内 辺川下 増田 三船団地	

※ モデル地域等以外での実施を考えている場合は、事前に御相談ください。

- (6) 一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い、その広がりを見込めるものであること。
- (7) 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- (8) 同一年度において、県の他の事業等から補助等を受けていない事業であること（ただし、他の事業等で不採択となったものは対象として応募できる）。

3 応募できる者

事業者で、次の要件に該当することが必要です。

なお、別記第3号様式による補助金の承認及び内示以後、次の要件を満たしていないことが判明した場合、補助金の承認及び内示や交付決定の取り消し、補助金返還命令等を行う場合があります。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する企業、法人、個人事業主等であること。
- (2) 販売する商品に応じて必要な許認可等を得ていること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に定める事業報告書等を所管庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体

イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体

ウ 暴力団

エ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

- ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- コ 県税に未納がある者（団体等にあつては代表者）
- (6) 上記(5)のウからケまでに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。
- ア 暴力団
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- イ 暴力団員等
鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- ウ 法人等
法人その他の団体をいう。
- エ 役員等
次に掲げる者をいう。
- (7) 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- (イ) 法人格を有していない団体にあつては、代表者、理事、その他(7)に掲げる者と同等の責任を有する者

4 事業実施により期待できる効果の設定

- ・ 事業において指標・現状値・期待値を設定し、応募書類の事業企画書（別紙1）に記入する。
 - ・ 補助事業者を設定された事業者は、事業成果調書で実績値を報告する。
- ※ 事業に取り組んだことによって得られる成果・効果の目標を数値で設定し、その根拠と併せて報告すること。

5 補助金額

補助金額は、新規箇所数に応じて以下の計算方法で補助する。

$$\text{補助額}^{*1} = (75,600 \text{ 円}) \times (\text{新規箇所数}) + (63,000 \text{ 円}^{*2}) \quad (1,000 \text{ 円未満切り上げ})$$

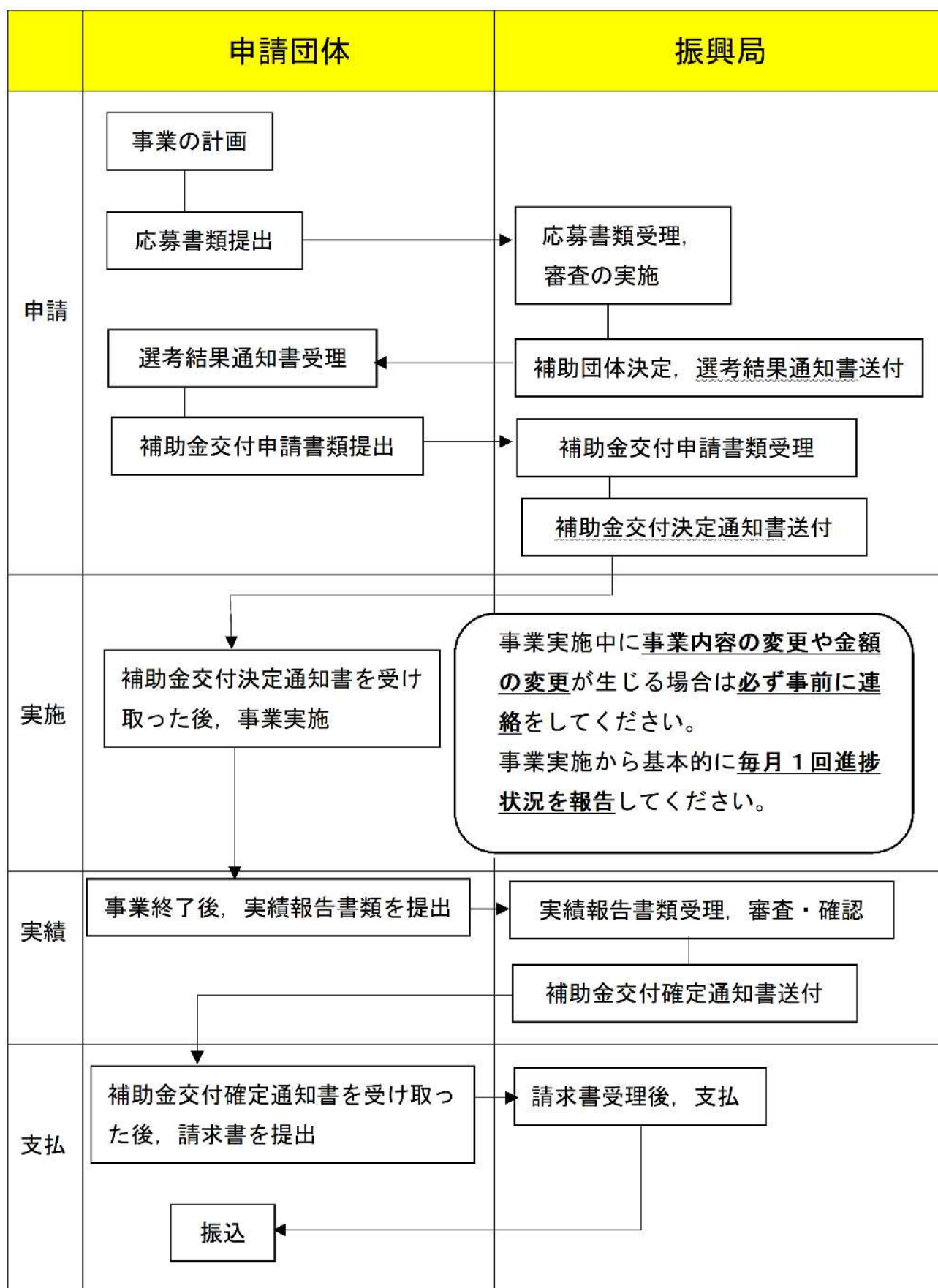
※1 1事業者当たり始良・伊佐地域の 1市町を対象とした事業は215千円、2市町を対象とした事業は366千円、3市町を対象とした事業は517千円、4市町を対象とした事業は668千円を上限として定額補助とする。（各市町において新規2か所を上限）

※2 新規箇所数に応じて変動しない経費として当局において算定した額

6 事業の実施期間

補助金の交付決定日（7月下旬以降）から令和8年2月27日（金）までを対象とします。

7 事業の流れ



8 募集期間と応募方法

(1) 募集期間

令和7年6月2日（月）～6月30日（月）（午後5時必着）

※ 6月30日（月）午後5時を過ぎた書類は受け付けません。

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで、郵便等もしくは電子メールでの送付又は直接、応募先にお持ちください。

※ 電子メールで応募する場合は、送信後に電話で応募した旨の連絡をしてください。

※ ファックスでの応募は受け付けません。

(3) 応募書類

ア 始良・伊佐地域生活支援実証事業（移動販売）企画書（別記第1号様式）

イ 事業企画書（別紙1）

ウ 新規箇所設定計画書（別記第5号様式）

エ 事業の実施体制（別記第7号様式）

オ 事業実施主体の概要（別記第8号様式）

カ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書（応募日以前3か月以内に発行されたもの）

キ その他必要な添付書類

（ア）実施主体の定款・規約又はこれに変わるものの写し

（イ）実施主体の役員名簿

（ウ）実施主体の活動及び事業の内容を理解するために参考となる資料（既存の運行ルートのチラシ等があればそれで可）

※ アからオまでの様式は、始良・伊佐地域振興局のホームページに掲載していますので御利用ください。

※ 提出していただいた書類は返却しません。

9 審査・選考方法

補助金の交付対象事業者は、応募書類をもとに書類審査（応募要件や必要書類の確認等）の後、選考・決定します。

なお、必要に応じて聴き取り確認を実施します。

10 審査基準

審査における基準は次のとおりとします。

(1) 目的の的確性

- ・ 事業者が、買物が困難になっている方々へ買物の場を提供するとともに、地域住民の交流を促進することを目的として実施されるものとなっているか。
- ・ 2（5）に規定するモデル地域等を対象として実施されるものとなっているか。

(2) 事業の実現性

- ・ 事業内容に具体性があり、実現可能であるか。
- ・ 事業を実施する上で必要となる手続や関係者との調整が行われているか。（又は行われる見込みであるか。）
- ・ 事業を安全かつ確実に遂行できる実施体制が整っているか。
- ・ 補助金が有効に活用されるものとなっているか。

(3) 事業の妥当性

- ・ 団体等が構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でなく、事業対象者や受益者が地域住民にとって幅広い対象であるか。
 - ・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであるか。
- (4) 事業の発展性
- ・ 今年度から新しく取り組む事業であるか。または、前年度から自主的に実施している事業については、その中で新たな取組が明確になっているか。
 - ・ 当該事業が一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い、自立自興した取組を行う予定であるなど、その広がりが見込めるか。
- (5) 事業の効果
- ・ 期待できる事業の効果について、実施する事業の成果等を具体的に数値化して効果を測定できているか。

（例）

・ 実施する事業について、利用者が●●人、実施地域が●●集落。次年度以降も継続して実施し、事業範囲を更に拡大していく。

11 選考結果と補助金の交付申請

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての応募者に対して選考結果通知書にて通知します。

(2) 補助金の交付申請

補助対象事業者に選定された事業者は、次の「補助金交付申請書類」を提出してください。
提出された補助金交付申請書類に基づき、補助金の交付決定を行います。

【補助金交付申請書類】

- ア 交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 新規箇所設定計画書
- エ 事業の実施体制
- オ 事業実施主体の概要
- カ 課税事業者届出書 ※ 課税事業者のみ
- キ 移動販売の概要を示す書類

(3) 補助金の交付

補助金は、申請者からの実績報告等を受けて交付いたします。

12 会計処理等

(1) 会計区分

本事業の会計は、実施団体の経理と明確に区分するものとします。

(2) 会計帳簿等の保管

会計帳簿類（証拠書類を含む。）を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

13 事業の変更

補助金交付申請書類を提出後、事業内容や事業費に変更が生じる可能性がある場合は、軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。

14 実績報告等

対象となる事業が完了した日から起算して 20 日後又は令和 8 年 3 月 19 日（木）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 新規箇所販売実績報告書
- (4) 事業実施に関連する写真、チラシ・ポスターなどの資料等
- (5) 事業成果調書

15 補助金の交付

補助金は、事業完了後、団体から提出された実績報告に基づいて審査し、補助条件に合致していると認められたものについて精算・交付いたします。

なお、交付決定額の 2 分の 1 以内の額で概算払により交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で、補助対象経費が減少した場合は、補助金の一部を返還していただくことがありますので、御了承ください。

16 スケジュール

項 目	内 容
応募期間	令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 6 月 30 日（月）午後 5 時必着
審査選考	令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 11 日（金）
結果通知	令和 7 年 7 月中旬以降
交付申請	結果通知日の翌日以降
交付決定	※ 交付決定後に、事業に着手してください。

17 その他

事業の実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物には、原則として次の記載例を参考に当該事業の補助金の助成を受けている旨を記載してください。

記載例：この事業は、地域振興推進事業（始良・伊佐地域生活支援実証事業（移動販売））として鹿児島県始良・伊佐地域振興局から助成を受けています。

※ 事業実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物に上記に示す記載がない場合は、原則として補助対象外経費とみなします。

※ 共催、後援又は協賛と記載するためには、別途申請が必要です。

18 問合せ及び応募先

始良・伊佐地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町 12

電話：0995-63-8206

Eメール：airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.kagoshima.jp/an01/seikatusienjissyou/idohan.html